

# 9月5日から対象事業者を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業により多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の**対象事業者の範囲**を、地域の実情に応じて**拡充**します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、**地域別最低賃金の改定日の前日までに**、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

令和7年11月20日

また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業が活用しやすくなるよう、特例的に、**賃金引き上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。**

## 拡充のポイント

### ① 対象事業場の拡大

地域別最低賃金の改定日、改定額は都道府県毎に異なるため、以下内容は三重県内の事業場に関する内容です。三重県外の事業場は所在する地域の労働局にご確認ください。

#### 従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業者が対象



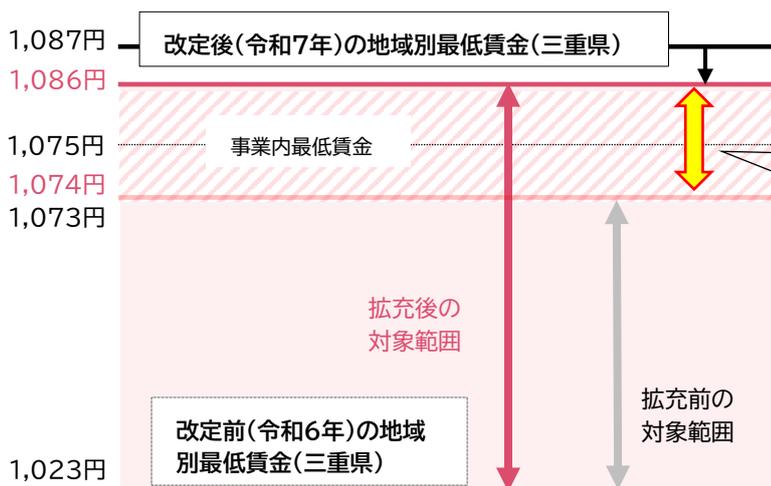
事業場内最低賃金が1,073円までの事業者が対象でした。

#### 拡充

1,086円

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象

※ 改定前(令和6年)と改定後(令和7年)の地域別最低賃金の差額が51円以上の場合



この場合、これまで対象外だった事業場内最低賃金が1,074円~1,086円の事業者も申請の対象となります！

事業場内最低賃金が1,086円(改定後地域別最低賃金未満)までの事業者が対象となります！

※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

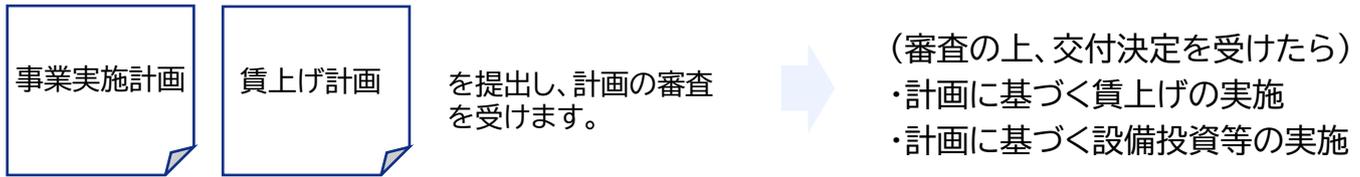
従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引き上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き: 申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



拡充

賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年11月20日

令和7年9月5日から令和7年度三重県最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました

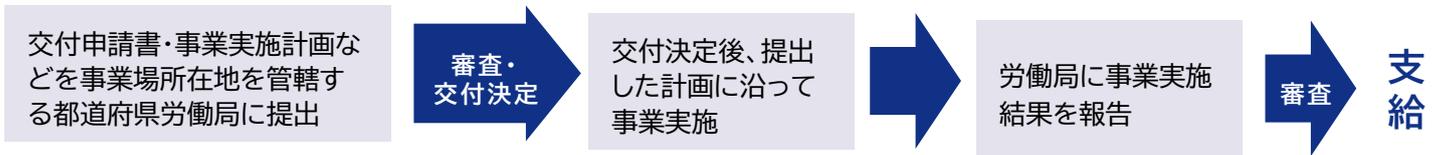
※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き: 申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出は必要です。

- ・賃金引上げ結果
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



助成金支給までの流れ



注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業場での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発行日まで勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日(令和7年11月20日)です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業場の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。  
電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)